

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第17号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（登録の申請等） 第18条 条例第29条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、別記第12号様式による申請書に関係書類を添えて、 <u>知事に提出しなければならない。</u>	（登録の申請等） 第18条 条例第29条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、別記第12号様式による申請書正副2通（当該登録又は更新の登録を受けようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあっては、正本1通）に関係書類を添えて行わなければならない。
2～4 （略） 5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に <u>定める</u> 書面を添えて行わなければならない。	2～4 （略） 5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあっては、正本1通）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に <u>掲げる</u> 書面を添えて行わなければならない。
（1）～（5） （略） 6 （略） 7 条例第29条の2第11項の規定による届出は、別記第16号様式により行わなければならない。	（1）～（5） （略） 6 （略） 7 条例第29条の2第11項の規定による届出は、別記第16号様式により、正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあっては、正本1通）により行わなければならない。
（書類の経由） 第23条 （略） 2 （略）	（書類の経由） 第23条 （略） 2 （略） 3 <u>条例第29条の2第1項、第7項及び第11項の規定により知事に提出する書類は、当該屋外広告業を営む者の営業所（営業所が複数あるときは、主たる営業所）の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。ただし、当該屋外広告業を営む者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合は、この限りでない。</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。